

独立監査人の監査報告書

平成15年6月25日

コニカ株式会社
取締役会御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 鈴木幸一
関与社員

関与社員 公認会計士 鈴木一夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカ株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コニカ株式会社の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、平成15年4月1日に全事業部門を会社分割し持株会社に移行した。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、平成15年5月15日開催の取締役会にて、ミノルタ株式会社と株式交換契約書を締結することを決議し、平成15年6月25日開催の第99回定時株主総会において承認を受けた。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月27日

ミノルタ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 富 田 英 孝 印

関与社員 公認会計士 岡 本 高 郎 印

関与社員 公認会計士 松 本 要 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミノルタ株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第97期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミノルタ株式会社の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成15年5月15日開催の取締役会の決議を経て、同日コニカ株式会社(以下「コニカ」という)と株式交換契約を締結し、平成15年6月25日開催のコニカ及び平成15年6月27日開催の会社の株主総会は、同契約書を承認した。また、会社は、平成15年5月15日開催の取締役会にて、事業を会社分割により再編した後、新統合持株会社であるコニカミノルタホールディングス株式会社(現コニカ)と合併する方針を決議した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。